

保険を利用した住宅修理サービストラブル

突然業者が自宅を訪問し、「保険金を利用すれば自己負担なしで住宅を修理できる」と言われ契約したものの自己負担が発生した。解約しようとしたら高額な解約料を請求されたという相談が多く寄せられています。

事例 1

「火災保険を利用して費用負担なしで雨どい修理をします」という業者の訪問を受け、無料ならと契約をした。ところが保険会社の査定額が修理見積金額の半額となり、予定の半分しか修理できないと言われた。話が違うので解約したい。(30代・男性)

事例 2

火災保険を利用して自己負担なしで屋根や雨どいの修理をしてくれる業者をネットで見つけ契約をした。後日、保険の給付金額を大きく超える修理見積が提示されたため解約を申し出ると、高額なキャンセル料を要求された。(40代・男性)

アドバイス

「保険金で自己負担なしで修理できる」と言われると確かに魅力を感じますが、保険金を使うかどうかにかかわらず、住宅を修理するには複数の業者に見積もりをとり、工事や契約の内容を慎重に検討してください。

また、保険金の請求をする際は、業者任せにせず、契約者自身が事実に基づいて行うことが必要です。

訪問販売や電話勧誘販売で住宅修理サービス等を契約した場合、8日間はクーリング・オフできます。契約書面等法定書面が交付されていない場合は8日を過ぎてもクーリング・オフできる場合もあります。契約書面を根拠に高額な解約料を請求された場合には、消費者契約法上の不当条項にあたる可能性もあります。

少しでも不安や疑問を感じたり、トラブルになったときは、早めに消費生活センターに相談しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

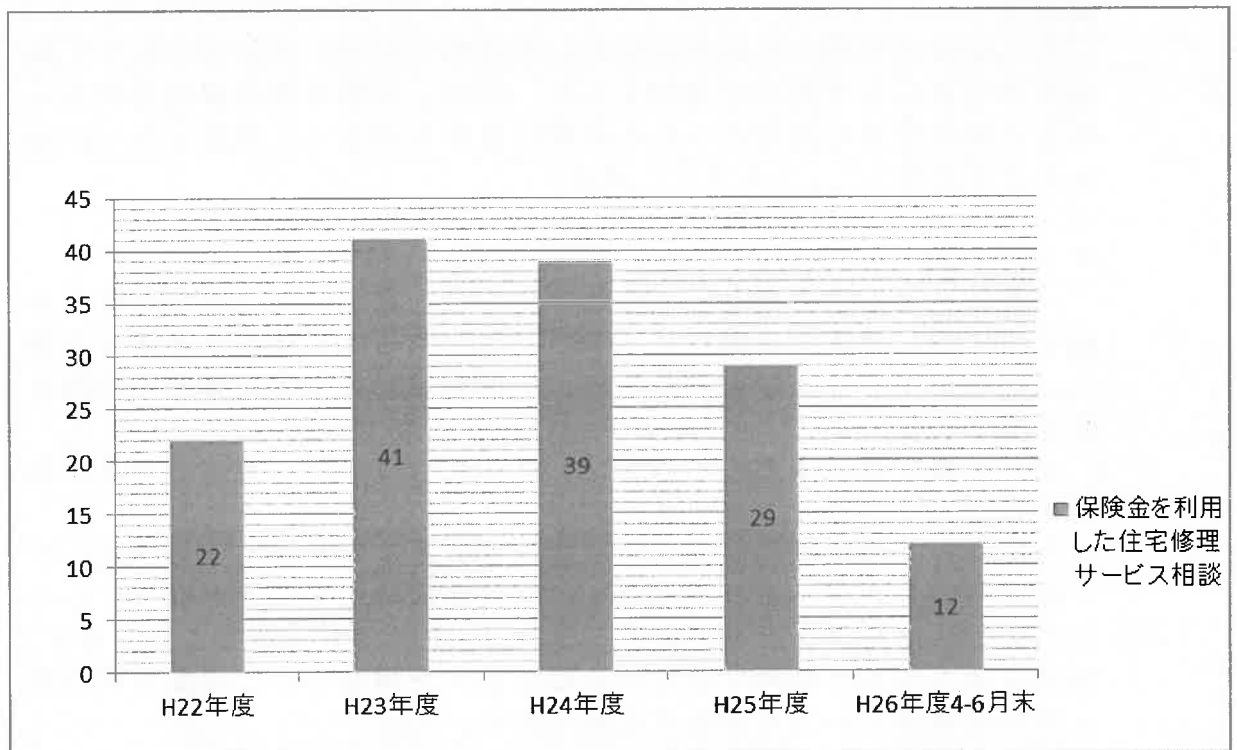
(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H26.7.24 岐阜新聞



保険を利用した住宅修理サービスに関する相談件数
(平成22年度~平成26年度6月末)